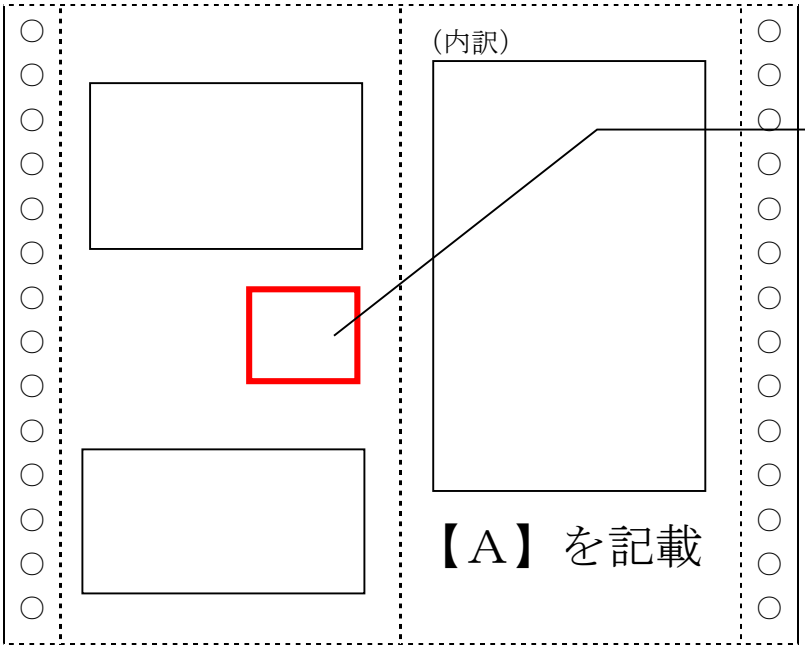
別紙１

医療費支給決定通知書（ひとり親家庭医療等）【連票】

医療費支給決定通知書（重度心身障害者医療）【連票】

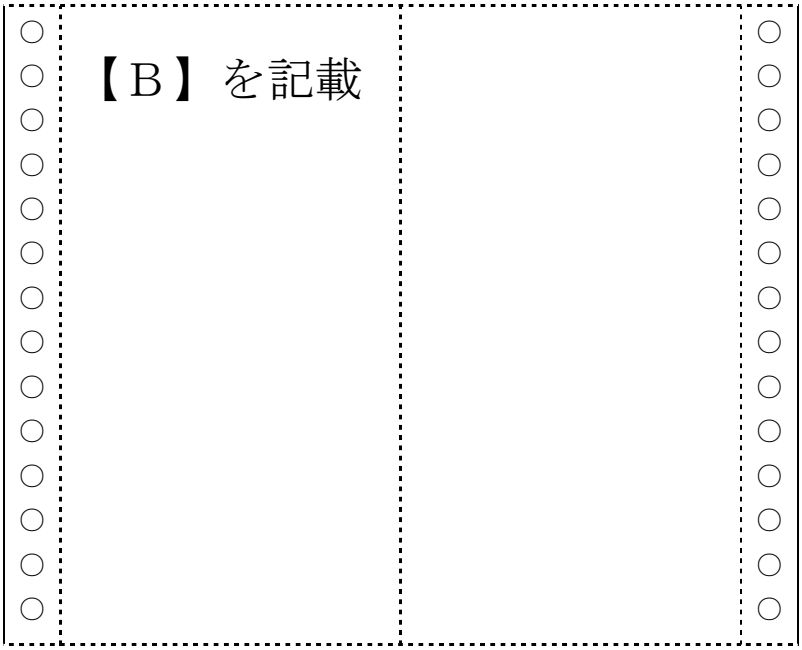
【表面】



ひとり親家庭医療等・重度心身障害者医療で異なる公印を用いるため、印刷する印影が２種類ある。
別紙２発注数内訳を参照すること。

帳票１枚ごとに、スプロケットホール部分のいずれかの場所に帳票ID（帳票名のうち英数字部分）を記載すること。

【裏面】



点線はミシン目

【A】

※　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【B】

≪受給者証をお使いになるにあたって≫

① 健康管理をこころがけましょう。
② かかりつけ医をもちましょう。
③ かかりつけ薬局をもちましょう。
④ 重複受診は避け、薬は医師の指示どおりに使いましょう
⑤ できるだけ診療時間内に受診しましょう。

　京都市の福祉医療費支給制度（老人医療、障害者医療、ひとり親家庭等医療、子ども医療）は、公費により支払われています。適正な受診等について、ご理解とご協力をお願いします。

≪ジェネリック医薬品（後発医薬品）をご存知ですか≫

　ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分をもつ比較的安価なお薬です。ジェネリック医薬品を使用することでお薬代の自己負担が軽減されるとともに、本市の財政負担の軽減にも繋がります。本市の財政状況が厳しい中、福祉医療費支給制度が将来にわたって持続可能な制度となるようご協力をお願いします。

　ジェネリック医薬品のご使用にあたっては、医師や薬剤師にご相談ください。

別紙２

帳票名	枚数	公印種別	印影保管部署・担当者
医療費支給決定通知書 （ひとり親家庭医療等）【連票】＜IQ000002＞	3,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課専用京都市長之印	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課　担当：酒巻（TEL:075-222-3939）
医療費支給決定通知書 （重度心身障害者医療）【連票】＜IN000002＞	7,000	保健福祉局 障害保健福祉推進室専用京都市長之印	保健福祉局　障害保健福祉推進室 担当：柏島（TEL:075-222-4161）

※印刷に使用する印影の保管部署が異なります。お手数ですが各部署担当者まで、受取り及び返却をお願いいたします。